

議案第 8 1 号

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 1 1 年墨田区条例第 3 8 号）の一
部を次のように改正する。

別表 1 廃棄物処理手数料の部中「3 2 円 5 0 銭」を「3 6 円 5 0 銭」に、「6 1
円」を「6 9 円」に、「2 , 2 0 0 円」を「2 , 5 0 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表 1 廃棄物処理手数料の部 3 の項ただし書の規定は、
占有者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に粗大ごみの収集、
運搬及び処分の申告を行った場合に適用し、施行日前に申告を行った場合について
は、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日までの間、施行日前にこの条例による改正前
の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により区長が交付した有料ごみ処理
券は、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第 4 6 条の規定により事業者が添
付する場合に限り、この条例による改正後の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料
の納付により交付した有料ごみ処理券とみなす。

（提案理由）

社会経済情勢の変化に伴い廃棄物処理原価が上昇したことに鑑み、受益者負担の適
正化を図るため、廃棄物処理手数料を改定する必要がある。